政令

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年十二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十五号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年一月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年十二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十六号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第六十九条第二項、第七十条第二項及び第八十八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を第三十四条とする。

第三十二条ただし書中「（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「年七・二五パーセントの割合に満たない」を「年七・二パーセント以下の割合の」に改め、「（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同条を第三十三条とする。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（法第六十九条第二項の政令で定める割合）

第三十二条　法第六十九条第二項の政令で定める割合は、年十四・五パーセントとする。ただし、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が年七・二パーセント以下の割合の場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月一日）から施行する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条第二項の規定により加算する金額に関する経過措置）

2　この政令による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第三十三条の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条第二項の規定により加算する金額のうちこの政令の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、当該金額のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三